

令和 7 年度 公認競技会規程（エンデュランス）の主な改定箇所
（令和 7 年 4 月 1 日付施行予定）

令和 7 年 3 月 26 日
エンデュランス本部

エンデュランス競技に関する公認競技会規程　＜抜粋＞

第 16 条　報告書

主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内に、実施した全競技成績を書面で本連盟事務局に提出すること。

2　審判長、獣医師団長、チーフスチュワードは、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式（審判長、チーフスチュワードはオンラインフォーム）により本連盟事務局に報告書を提出すること。なお、1 カ月を過ぎても全競技会成績を送付しなかった場合は、公認競技会の成績を取り消す。

~~3—3 回目の（あるいはそれ以上の）FTQ-GA 判定後の獣医検査が行われた場合、主催者は本連盟事務局に上記(1)に挙げる全競技成績とともに報告書を提出すること。~~